

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○北海道高等学校等生徒修学支援基金条例の一部を改正する条例（学事課）	1
○北海道税条例等の一部を改正する条例……………（税務課）	1
○北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 ……………（水産林務部総務課）	4
○風致地区内建築等規制条例の一部を改正する条例……………（都市計画課）	4
○北海道教育委員会手数料条例の一部を改正する条例……………（教育庁総務課）	4
○北海道立学校条例の一部を改正する条例……………（教育庁高校教育課）	4
○北海道スポーツ推進審議会条例……………（教育庁文化・スポーツ課）	5

条 例

北海道高等学校等生徒修学支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第45号

北海道高等学校等生徒修学支援基金条例の一部を改正する条例

北海道高等学校等生徒修学支援基金条例（平成21年北海道条例第84号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道高等学校生徒修学等支援基金条例

第1条中「を積み立て」を「等を積み立て」に、「生徒の」を「生徒並びに東日本大震災により被災し、経済的理由により就学等が困難な幼児、児童及び生徒の」に、「北海道高等学校等生徒修学支援基金」を「北海道高等学校生徒修学等支援基金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第46号

北海道税条例等の一部を改正する条例

（北海道税条例の一部改正）

第1条 北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「なく」を「なくて」に、「場合は、別に定めがある場合のほか」を「場合においては」に、「3万円」を「10万円」に改める。

第26条の3第1項中「5,000円」を「2,000円」に改め、同項第3号中「及び租税特別措置法第41条の18の3」を削り、「以下この号において同じ。）」を「」並びに租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」に改め、同条第2項中「5,000円」を「2,000円」に改める。

第34条の2中「同条第19項、第20項及び第31項」を「同条第16項、第17項及び第26項」に、「同条第32項」を「同条第27項」に改める。

第43条の4の見出し中「不申告」の次に「等」を加え、同条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第44条の5第1項中「理由」を「事由」に、「3万円」を「10万円」に改める。

第44条の7第1項中「第39条の2の4第1項」を「第39条の2の3第1項」に、「第39条の2の4第2項」を「第39条の2の3第2項」に改める。

第44条の10の5第1項中「で定める区域内」を「第39条の5に規定する区域内」に、「で定める日」を「第39条の6に規定する日」に改める。

第44条の10の6第1項中「で定める」を「第39条の7に規定する」に改める。

第45条の2の4第1項第4号中「第45条の2の7第1項」を「第45条の2の8第1項」に改める。

第45条の2の6第1項及び第4項中「次条第1項」を「第45条の2の8第1項」に改める。

第2章第5節中第45条の2の10を第45条の2の11とし、第45条の2の9を第45条の2の10とし、第45条の2の8を第45条の2の9とする。

第45条の2の7第1項中「前条第1項」を「第45条の2の6第1項」に改め、同条第2項中「前条各項」を「第45条の2の6各項」に改め、同条を第45条の2の8とし、第45条の2の6の次に次の1条を加える。

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第45条の2の7 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなく前条第1項から第3項までの規定による申告書をこれらの項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者を、10万円以下の過料に処する。

2 前項の過料の額及びその徴収については、第6条第2項及び第3項の規定を準用する。

第46条の2第2号中「スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第6条第1項」を「スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第26条第1項」に改める。

第55条の次に次の1条を加える。

(自動車取得税に係る不申告に関する過料)

第55条の2 自動車取得税の納税義務者が正当な事由がなく第53条の規定による申告書を同条各号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者を、10万円以下の過料に処する。

2 前項の過料の額及びその徴収については、第6条第2項及び第3項の規定を準用する。

第67条第1項及び第74条第1項中「、前条」を「前条」に、「場合は」を「場合においては」に、「3万円」を「10万円」に改める。

第89条の11第1項中「の規定によって準用する」を「において準用する」に、「3万円」を「10万円」に改める。

附則第5条の5中「5,000円」を「2,000円」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例)

第5条の6 租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用がある場合における第26条の3及び前条の規定の適用については、第26条の3第1項各号列記以外の部分及び第2項並びに前条中「掲げる寄附金」とあるのは、「掲げる寄附金（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定

する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして政令附則第4条の5第1項の規定により計算した金額に相当する部分を除く。）」とする。

(旧認定特定非営利活動法人に対する寄附金に係る寄附金税額控除の特例)

第5条の7 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号）附則第10条第6項の規定によりみなして適用する場合における同条第4項に規定する旧認定特定非営利活動法人に対する租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金については、第26条の3第1項第3号に規定する特定非営利活動に関する寄附金とみなして、同項の規定を適用する。

附則第6条第1項中「平成24年度」を「平成27年度」に、「すべて」を「全て」に、「2,000頭」を「1,500頭」に改め、同条第2項中「2,000頭」を「1,500頭」に、「すべて」を「全て」に、「前条の規定にかかわらず」を「附則第5条の5の規定にかかわらず」に改め、同項第2号中「前条」を「附則第5条の5」に改める。

附則第6条の2を削る。

附則第7条の4第3項中「附則第3条の2の21」を「附則第3条の2の20」に改め、同条に次の1項を加える。

5 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で政令附則第9条の3第1項に規定するものの用に供する土地の取得を平成25年3月31日までにした場合における第44条の7第1項、第44条の8第2項及び第44条の10第2項の規定の適用については、第44条の7第1項中「については」とあるのは「については、当該取得が平成25年3月31日までに行われたときに限り」と、「住宅（政令第39条の2の3第1項に規定する住宅に限る。以下この項、次項、次条第2項及び第44条の10第2項において「特例適用住宅」という。）1戸について（共同住宅等（法第73条の14第1項に規定する共同住宅等をいう。第4項及び第5項において同じ。）にあっては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令第39条の2の3第2項に規定するものについて）」とあるのは「高齢者の居住

の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で政令附則第9条の3第1項に規定するもの（以下この項、次条第2項及び第44条の10第2項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令附則第9条の3第2項に規定するものについて」と、同項各号及び第44条の8第2項中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」と、第44条の10第2項中「申請書を」とあるのは「申請書に特例適用サービス付き高齢者向け住宅に該当する住宅が新築されたことを証明するに足る書類を添付して」と、同項第5号ア及びイ中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

附則第8条の2の2の見出し中「減免」を「非課税」に改め、同条第1項中「知事は、道の補助を受けて、」、「以下この項及び」及び「（当該補助の対象となった期間において、その経営する一般乗合旅客自動車運送事業で経常利益を生じていない者に限る。）」を削り、「なっているもの」の次に「として、知事が決定した地方バス路線維持に係る計画において定められたもの」を加え、「バスとして」を「バスで」に改め、「限り」の次に「、第47条第1項の規定にかかわらず」を加え、「規則で定めるところにより」を削り、「減免する」を「課さない」に改め、同条第2項を削る。

（北海道税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 北海道税条例の一部を改正する条例（平成20年北海道条例第79号）の一部を次のように改正する。

附則第3項、第4項、第8項及び第11項中「平成23年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

第3条 北海道税条例の一部を改正する条例（平成20年北海道条例第93号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「（以下「新条例」という。）」を削る。

附則第2項中「新条例第26条の3第1項」を「北海道税条例等の一部を改正する条例（平成23年北海道条例第46号）第1条の規定による改正後の北海道税条例第26条の3第1項」に、「第41条の18の3」を「同条第3項」に、「第

41条の18の3並びに」を「同条第3項及び」に改める。

附 則

1 この条例は、平成24年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中北海道税条例第34条の2、第44条の7第1項、第44条の10の5第1項、第44条の10の6第1項及び第46条の2第2号の改正規定、同条例附則第6条の2を削る改正規定、同条例附則第7条の4第3項及び附則第8条の2の2の改正規定、第2条の規定並びに附則第5項の規定 公布の日

(2) 第1条中北海道税条例附則第7条の4に1項を加える改正規定及び附則第4項の規定 平成23年10月20日

(3) 第1条中北海道税条例附則第5条の5の次に2条を加える改正規定（附則第5条の7に係る部分に限る。） 平成24年4月1日

(4) 第1条中北海道税条例附則第6条の改正規定（同条第2項各号列記以外の部分の改正規定（「前条の規定にかかわらず」を「附則第5条の5の規定にかかわらず」に改める部分に限る。）及び同項第2号の改正規定を除く。）及び附則第3項の規定 平成25年1月1日

2 第1条の規定による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）第26条の3、附則第5条の5及び附則第5条の6の規定は、道民税の所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後に支出する新条例第26条の3第1項各号に掲げる寄附金について適用する。

3 新条例附則第6条第1項及び第2項の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、第1条の規定による改正前の北海道税条例附則第6条第1項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成24年度分までの個人の道民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第7条の4第5項の規定は、平成23年7月1日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

5 新条例附則第8条の2の2の規定は、平成23年7月1日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

6 第3条の規定による改正後の北海道税条例の一部を改正する条例附則第2項の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、平成23年

度分までの個人の道民税については、なお従前の例による。

7 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第47号

北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項中(10)を(11)とし、(4)から(9)までを(5)から(10)までとし、同項(3)中「第50条第3項」を「第50条第5項」に改め、同項中(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 法第50条第3項の規定による土地の使用権の設定に関する土地の所有者等の意見の聴取に係る事案の要旨並びにその期日及び場所の当事者への通知及び公示

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

風致地区内建築等規制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第48号

風致地区内建築等規制条例の一部を改正する条例
風致地区内建築等規制条例（昭和45年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「、有線放送電話業務若しくは放送事業」を「若しくは基幹放送（放送法（昭和25年法律第132号）第2条第2号に規定する基幹放送をいう。）」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道教育委員会手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第49号

北海道教育委員会手数料条例の一部を改正する条例

北海道教育委員会手数料条例（平成12年北海道条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

11 PTA・青少年教育団体共済法（平成22年法律第42号）第3条の規定に基づく共済事業の認可の申請に対する審査	共済事業認可申請手数料	150,000円	認可申請のとき
--	-------------	----------	---------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第50号

北海道立学校条例の一部を改正する条例

北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の一部を次のように改正する。
別表第1 北海道三笠高等学校の項、北海道古平高等学校の項、北海道仁木商業高等学校の項及び北海道木古内高等学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

北海道スポーツ推進審議会条例をここに公布する。

平成23年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第51号

北海道スポーツ推進審議会条例

北海道スポーツ振興審議会条例（昭和37年北海道条例第15号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定により、北海道教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、北海道スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、スポーツの推進に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、教育委員会に意見を述べることができる。

（組織）

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

（委員及び特別委員）

第4条 委員及び特別委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が任命する。この場合において、教育委員会は、あらかじめ、知事の意見を聴かなければならない。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（会長への委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。